

議案第 1 号

下館・結城都市計画地区計画の決定及び用途地域の変更について

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項（第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別添のとおり桜川市長から諮問があったので、審議を求める。

令和 4 年 5 月 19 日

桜川市都市計画審議会

別添諮問一覧

| 諮問番号 | 諮問事項 |
|-------------|---------------------------------------|
| 桜都計諮問第 53 号 | 下館・結城都市計画地区計画（大和駅北地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 54 号 | 下館・結城都市計画地区計画（インターチェンジ南地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 55 号 | 下館・結城都市計画地区計画（上の原地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 56 号 | 下館・結城都市計画地区計画（塙世工業地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 57 号 | 下館・結城都市計画地区計画（谷貝工業第 1 地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 58 号 | 下館・結城都市計画地区計画（谷貝工業第 2 地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 59 号 | 下館・結城都市計画地区計画（高久工業地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 60 号 | 下館・結城都市計画地区計画（稲工業地区地区計画）の決定について |
| 桜都計諮問第 61 号 | 下館・結城都市計画用途地域の変更について |